

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立第一小学校

校長名 角田 悟 公印

令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

学校教育の使命は、子どもたちに学力と社会性を身に付けさせ、将来社会の一員としてよりよく生きていく上での基礎・基本を学ばせることである。そのため、八王子市教育委員会及び東京都教育委員会の教育目標・基本方針に基づき、かつ地域において本校の担うべき役割を受け、学校教育目標の具現化を図る。

本校のめざす児童像を下記のように定める。

- ◎進んで学ぶ子(知) 【重点目標】
- 心豊かでみんなのために働く子(徳)
- 健康な子(体)

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

○ア 確かな学力の育成【進んで学ぶ子(知)】

義務教育9年間を見通した小中一貫教育を通して、基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させるとともに、自ら問題を見出して解決策を考えていけるような「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進する。

イ 豊かな心の育成【心豊かでみんなのためにはたらく子(徳)】

基本的な生活習慣の確立や安全教育の推進等を図るとともに、体験的な活動を通じた道徳教育・特別活動を中心に、豊かな心の醸成を図る。

ウ 健やかな体の育成【健康な子(体)】

体育科の学習指導、体育的行事、集会や休み時間を使った運動の取組等により、運動に親しむ態度を育て、運動能力・体力の伸長を図る。保健指導や食育の推進を通して望ましい食習慣や健康的な生活習慣を身に付けさせる。また、児童の生命を脅かす災害や性暴力等の危険から身を守る力を身に付けられるように図る。

エ 不登校児童への支援

不登校総合対策「つながるプラン」の趣旨を踏まえ、関係諸機関と連携を図りながら対応する。児童、保護者に対して寄り添い、将来の社会的自立に向けた継続的な支援を行う。

オ いじめ防止等の取組

いじめはどの学校でもどの児童にも起こるとの認識の下、いじめ防止対策推進法等を遵守し、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で指導に当たり組織的に対応する。児童の自尊感情や自己肯定感を育む指導を全ての教育活動で取り扱い、自他共に命を大切にする児童を育てる。

カ 特別支援教育の充実

八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、障害の有無にかかわらず、児童一人ひとりの発達や教育的ニーズに応じた適切な指導と学習機会の充実を組織的に行う。特別支援学級設置校として、特別支援学級の児童との交流活動を推進する。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【第五中学校グループ(第一小・第四小)】

小学校段階で育てたい児童像「進んで学ぶ子 心豊かでみんなのために働く子 健康な子」を共有し、共通目標「より高い人間性をめざす人・学び続ける人・健康で生命を大切にする人」を実装する。教職員の創意と工夫でこれまでの連携から合同・一体の学習活動の取組にアップデートし、学校行事等を起点にさらなる小中一貫教育を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 各教科等の授業において、1人1台の学習用端末や学校図書館を活用する。教員のICT活用指導力を向上するためOJTとしてICT活用の実践研修を計画し、教員の学び合いの時間を意識的にとる。課題設定・解決活動やプレゼンテーション、発表活動等を通して、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」や自己の考えを広げ深める「対話的な学び」、情報を精査して考えを形成する「深い学び」の実現を図る。
- ② 児童が考え、すすんで行動する力を育むため、教科等の特性に応じた言語活動の充実を図り、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に努める。授業では、課題を明確にし、見通しをもって取り組み、考え、話し合い、学びを振り返る学習活動を児童の実態に即して展開し、児童一人ひとりの力が着実に身に付くよう、教育活動を行う。
- ③ 八王子市学力定着度調査等の調査結果の活用、各教科の単元テスト等の結果の分析により児童の学力の実態を明らかにし、習熟度別指導や繰り返し指導等の指導方法・内容を工夫し、個に応じた指導及び支援の充実を図る。週3回のモジュールで小単元の学習・ドリル型学習コンテンツを活用した学習を実施し、基礎学力の定着を図る。
- ④ 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テスト）を分析し、体育学習及び日常的な取組を通して、主体的に運動に親しむ態度を養い、体力の向上と改善を図る。なわとび運動、持久走の取組を全校で計画的に推進する。また、健康教育において、バランスの良い食事や朝食の重要性、規則正しい生活や歯の衛生、病気の予防について指導し、健康と命を育む視点で、自らの健康を管理し改善していく意識を身に付けられるよう、健康教育を推進する。
- ⑤ 1人1台の学習用端末の効果的な活用や外国語指導助手（ALT）、特別講師等と連携するとともに、パフォーマンステストを計画的に実施することを通して、外国語の音声・文字・語彙等、日本語と外国語との違いに気付かせ、基礎的な技能を身に付けさせる。
- ⑥ 教科担任制を、第5・6学年で実施し、校内の教員や保護者への周知を図る。中学校に向けて学年・専科で組織的に指導に当たる意義を児童・保護者・地域に伝え、理解を得る。

イ 総合的な学習の時間

- ① 身近な郷土学習をとおして、地域への愛着等を深めることができるよう、義務教育9年間の系統性を重視した「郷土学習」を年間指導計画に位置付け、日本遺産をはじめ「ふるさと八王子」を愛する児童を育てる。
- ② 実社会や実生活との関わりを重視するとともに各教科の枠を越えた横断的・総合的な学習と各学年のつながりを考えた縦断的な学習を展開し、自ら課題を発見し解決しようとする探究的な活動の充実を図る。

ウ 特別活動

- ① 各教科等で身に付けた資質・能力を総合的に活用して、学級活動、委員会活動、クラブ活動、学校行事において自主的・実践的な集団活動を実践する。
- ② 月1回の縦割り班活動や特別支援学級との交流を、内容の見直しを行いながら、継続して取り組む。また、高学年児童には規範となる態度の育成を、低・中学年児童には規範意識の醸成を図り、コミュニケーション能力、規範意識、思いやりの心を育てる。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ア 学校の教育活動の全体を通して適切な指導を行うとともに、家庭や地域社会、関係機関との連携を図る。「生命の尊さ」「親切、思いやり」を重点内容項目とし、「道徳授業地区公開講座」、年3回以上の「いじめ防止授業」の実施、地域での体験的な活動の推進を通して、人権意識、人権感覚を高める。
- イ 道徳教育推進教師が中心となって、道徳教育全体計画と年間指導計画、別葉を基に、主たる教材である教科書や東京都道徳教育教材集を活用する等、計画的に授業を行い、児童の道徳的判断力、心情、実践意欲と態度等を育成する。

(3) キャリア教育

- ア キャリア教育の視点に立ち、自他の多様な個性を理解し、互いに認め合うことを大切にする児童を育成するために、特別活動を要としつつ生活科や特別な教科 道徳、総合的な学習の時間等で、発達段階に応じて計画的・継続的に指導を行っていく。
- イ 「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、第五中学校と共に、義務教育9年間を見通した指導の一体化をめざす。わたしたちの地域について「発見・体験・関わり・調査など」での学び、地域の施設・会社・公園などにすすんで働きかける活動を通して、地域が大好きな子どもたちを育てることを目標としている。自分の在り方を考え、新たな学習や生活への意欲、友だちや他者の思いやりを育み、将来への希望をもち、逞しく生きるための力を培い、自己実現を図れるよう体制を整える。

(4) 特別支援教育

- ア 障害の有無に関わらず、すべての児童が適切な教育を受けられるように、特別支援教育コーディネーター及び特別支援教室専門員を中心に、教育、保健・医療、福祉等の各分野と連携して支援を行う。
- イ 1人1台の学習用端末を学習支援ツールとして、授業で効果的に活用し、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導をする。
- ウ わかば学級との交流及び共同学習、都立特別支援学校の児童との副籍交流、通常の学級における障害理解授業等を実施し、一人ひとりの個性を尊重し理解する教育を推進する。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 生活指導のきまりを児童の実態に即して見直しを図る。高学年を中心にあいさつ運動を行い、全校児童へのあいさつの啓蒙を行う。ふれあい月間に日常の言葉遣いについて考えさせる機会を設ける。あいさつ、言葉遣い、SNSルールの遵守等家庭と連携しながら生活指導の充実を図る。
- ② セーフティ教室や月1回の安全指導日に、東京都安全教育プログラムを計画的に活用し、児童が危険を予測したり回避したりする能力を身に付けさせる。
- ③ 児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために、「生命(いのち)の安全教育の指導の手引き」等を活用して年間指導計画を作成し、発達段階に応じた指導を行う。

イ いじめ防止等の取組

- ① 週1回以上の学校いじめ対策委員会では、ふれあい月間のアンケートやQ-Uの結果の分析、いじめの実態把握と対応について検討をする。また、週1回のいじめ対応のための時間や、生活指導夕会で児童の状況を共有し、全教職員で児童を見守り、いじめの早期発見、組織的な対応を行う。
- ② 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の校長講話を通して、「生命」について考える機会を設ける。また、「生命の安全教育」を基に発達段階に応じて「生命の尊さ」についての授業を行う。
- ③ いじめ防止に関する授業やSOSの出し方に関する授業を学期1回以上実施する。日頃の教職員からの声かけ、学校全体で児童を見ていく姿勢をもち、全児童にとって、相談しやすい環境を整えていく。

ウ 不登校児童への支援等

- ① 八王子市不登校総合対策「つながるプラン」を踏まえ、不登校児童の実態、支援ニーズを把握し、登校支援コーディネーターが中心となって、保護者及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携した継続的な支援を行う。社会的自立に向けて、ICTや家庭訪問等のあらゆる機会を活用した不登校支援を行う。
- ② 個票システムを活用し、不登校傾向の児童の早期把握、未然防止に努める。

(6) 学力向上の取組

- ア 「はちおうじっ子ミニマム」を活用して学習内容の定着を図るために、週に3回モジュールを設定し、小単元の学習、ドリル型コンテンツを活かした取組を行う。
- イ 学校運営協議会と連携し、週に3回放課後に学習支援教室「りり丸教室」を開催する。また、夏休みを活用し「夏休み特別りり丸教室」を開催し、中学生が学習支援を行う。

(7) 特色ある教育活動

ア 小中一貫教育の取組 第五中学校グループ(第一小、第四小)

- (取組1) 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組「はちおうじっ子サミット(いじめ防止)」についての協議として、児童会・生徒会の合同会議を行う。また、第6学年が中学校合唱コンクールの参観、中学校から小学校への交流合唱、体育大会の合同競技参加、部活動地域クラブ体験等を行う。中学生が小学校の運動会運営参画をする。
- (取組2) 学力定着プロジェクトチームを中心とした各教科等の指導の改善を行い、学力の定着・向上をめざす。また、家庭学習ノートやドリル型学習コンテンツを活用し、個別最適な学習環境を充実させる。
- (取組3) 各学期に一度行う小中一貫教育の日では、児童・生徒の背景や、気付きと手だてについて話し合う協議会を設定し、小・中教職員の共通理解を深める。
- (取組4) 「地域の子どもは地域で育てる」視点を基に、年に3回行われる青少年対策第五地区委員会主催のクリーン活動では、児童・生徒、地域、小・中教職員が一丸となって参加する。地域の青少対主催の地域清掃活動、ふれあいコンサートに参加し交流を図る。

イ その他

- ① 第五中学校グループとして「情報活用系統表」を基に、1人1台端末を用いたICT活用能力を向上するため、学校での学習、生活、家庭学習に学習用端末を活用する。
- ② フェアプレーや障害を理解する心のバリアフリーを浸透させ、心身ともに健全な児童の育成を図る。
- ③ 地域行事への参加を促すために、H&S・学校HPで配信して保護者へも呼びかけをする。参加した児童については、参加の様子を把握し、通知表等に記載する。
- ④ 静教保育園、本町幼稚園と連携を行い、学習や生活の内容及び方法の系統性となつた継続した指導を行う。また、「保・幼・小の架け橋期のカリキュラム」を活用し小1プロブレムの解消に努める。
- ⑤ 縦割り班による年8回の集会や清掃活動等により、異学年交流や協力活動を充実させ、児童が互いに相手を思いやる心を育成する。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	17	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	17	202
2	17	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	17	202
3	17	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	17	202
4	17	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	17	202
5	17	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	18	203
6	18	18	22	18	0	19	21	19	19	15	18	17	204
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式に参加しないため1日減（第1学年）4月6日（月） ・入学式に参加しないため1日減（第2学年から5学年）4月7日（火） ・夏季休業日 7月25日（土）から8月31日（月）まで ・卒業式に参加しないため1日減（第1学年から第4学年）3月24日（水） ・修了式に参加しないため1日減（第6学年）3月25日（木） ・開校記念日9月11日（金）及び、都民の日10月1日（木）は授業日とする。 ・移動教室のため1日増（第6学年）7月19日（日） 												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表（1単位時間は、45分とする。）

領 域		学 年					
		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
	小 計	782	840	805	840	875	875
特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35
外国語活動				35	35		
総合的な学習の時間				70	70	70	70(4)
特別活動（学級活動）		34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980	1015	1015	1015(4)

備 考

ア その他の授業時数

区分		学年					
		1	2	3	4	5	6
児童会活動	児童会集会活動	2	2	2	2	2	2
	委員会活動					11	11
クラブ活動					16	16	16
学校行事		31	29 2/3	33 2/3	38	48 2/3	60 2/3
学級・学年裁量の時間		29 2/3	8 1/3	7 1/3	2	2	4 1/3

- イ
- ・1単位時間は45分とする。
 - ・クラブ活動の1単位時間は、60分とする。（第4，5，6学年、12回）

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

- ・「短い時間を活用した教科等指導」を全学年で行う。
モジュール（1回15分）を毎週朝、月曜日、火曜日、金曜日に設定する。
- 第1学年 計54回 国語 10時間、算数 8時間
- 第2学年 計54回 国語 14時間、算数 4時間
- 第3学年 計84回 国語 18時間、算数 10時間
- 第4学年 計90回 国語 20時間、算数 10時間
- 第5学年 計90回 国語 24時間、算数 6時間
- 第6学年 計90回 国語 18時間、算数 12時間
- ・水泳指導のため、第3学年で3日間（5月11日、18日、25日）月曜日6時間授業を行う。
- ・移動教室のため、第5学年で6月20日に6時間授業を行う。
- ・移動教室のため、第6学年で7月18日に6時間授業を行う。
- ・小中一貫教育の日のため、第1学年で2月3日に5時間授業を行う。
- ・卒業式予行のため、第5，6学年で3月18日に6時間授業を行う。

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

- ・第6学年が夏季休業中に4時間、総合的な学習の時間「ようこそ先輩」の調べ学習を行う。

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ・全校朝会、児童集会がない木曜日の朝に朝読書を15分間行う。
- ・7月22日から3日間各1時間「夏休み特別るり丸教室」を補習として行う。
- ・週3日間の放課後、学校運営協議会と連携し「るり丸教室」を補習として行う。

カ その他

4 学校行事

月 曜 日	4		5		6		7		8		9	
	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事	曜	行事
1	水		金	安全指導	月	安全指導	水	安全指導 小中一貫教育の日(五中)	土		火	始業式・安全指導
2	木		土		火		木		日		水	
3	金		日	憲法記念日	水		金		月		木	
4	土		月	みどりの日	木		土		火		金	避難訓練
5	日	春季休業日終	火	こどもの日	金		日		水		土	
6	月	始業式	水	振替休日	土		月	避難訓練	木		日	
7	火	入学式	木	避難訓練(地域)	日		火		金		月	
8	水	定期健康診断始	金		月		水		土		火	
9	木		土		火		木		日		水	
10	金	安全指導	日		水	避難訓練	金		月		木	
11	土		月	水泳指導開始	木		土		火	山の日	金	開校記念日
12	日		火		金	学校公開	日		水		土	
13	月		水	八王子市学力定着度調査(4・5・6)	土	学校公開 セーフティ教室(全)	月	振替休業日(6)	木		日	
14	火		木		日		火		金		月	
15	水		金	遠足(2)	月	振替休業日	水		土		火	
16	木		土		火		木		日		水	
17	金		日		水		金	移動教室(6)始	月		木	
18	土		月		木	いのちの日	土		火		金	
19	日		火		金	移動教室(5)始	日	移動教室(6)終	水		土	
20	月		水		土	移動教室(5)終	月	海の日	木		日	
21	火		木		日		火		金		月	敬老の日
22	水		金	遠足(4)	月	振替休業日(5)	水		土		火	国民の休日
23	木	全国学力調査(6)	土		火		木		日		水	秋分の日
24	金		日		水		金	終業式	月		木	
25	土		月		木		土	夏季休業日始	火		金	学校公開
26	日		火		金	定期健康診断終	日		水		土	
27	月	避難訓練	水		土		月		木		日	
28	火		木		日		火		金	保・幼・小連携の日	月	水泳指導終
29	水	昭和の日	金		月		水		土		火	
30	木		土		火		木		日		水	
31	／		日		／		金		月	夏季休業日終	／	

月 曜 日	10	11	12	1	2	3
曜 日	曜	曜	曜	曜	曜	曜
日	行事	行事	行事	行事	行事	行事
1	木 都民の日・安全指導	日	火 安全指導	金	月 安全指導	月 安全指導
2	金	月 安全指導	水 避難訓練	土	火	火 避難訓練
3	土	火 文化の日	木	日	水 小中一貫教育の日(一小)	水
4	日	水 遠足(3)	金	月	木 避難訓練	木
5	月	木	土	火	金	金
6	火	金	日	水	土	土
7	水 小中一貫教育の日(四小)	土 東京都教育の日	月	木 冬季休業日終	日	日
8	木	日	火	金 始業式・安全指導	月	月
9	金	月	水 八王子市学力定着度調査(4,5,6)	土	火 学校説明会	火
10	土	火 避難訓練	木	日	水	水
11	日	水	金	月 成人の日	木 建国記念の日	木
12	月 スポーツの日	木	土	火	金 薬物乱用防止教室(6)	金
13	火	金 遠足(1)	日	水	土	土
14	水	土	月	木	日	日
15	木	日	火	金 避難訓練	月	月
16	金	月	水	土	火	火
17	土 運動会	火	木	日	水	水
18	日	水	金	月	木	木
19	月 振替休業日	木	土	火	金	金
20	火	金	日	水	土	土
21	水	土	月	木	日	日 春分の日
22	木	日	火	金	月	月 振替休日
23	金 避難訓練	月 勤労感謝の日	水	土 学校公開道徳授業地区公開講座	火 天皇誕生日	火
24	土	火	木	日	水	水 卒業式
25	日	水	金 終業式	月 振替休業日	木	木 修了式
26	月	木	土 冬季休業日始	火	金	金 春季休業日始
27	火	金 音楽会	日	水	土	土
28	水	土 音楽会	月	木	日	日
29	木	日	火	金	/	月
30	金	月 振替休業日	水	土	/	火
31	土	/	木	日	/	水